

土木設計マニュアル I（積算編）の名称変更及び改訂 → 土木設計施工マニュアル（積算編）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第2章 指定・任意の運用</p> <p>2-1 「ものを造る」視点から「ものを買う」視点へ P 2-1</p> <p>2-2 指定・任意の正しい運用について P 2-1</p> <p>2-1 「ものを造る」視点から「ものを買う」視点へ（略）</p> <p>2-2 指定・任意の正しい運用について</p> <p>1. 指定と任意の定義について（略）</p> <p>2. 契約図書（事項）について（何に基づいて施工するのか。）</p> <p>契約図書（事項）については、工事請負契約書第1条第1項に記載してある。</p> <p>第1条第1項 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p style="text-align: right; color: red;">第1章1-2で記載しているため削除</p> <p>3. 設計書等の記載内容を大別すると4項目に分類される（略）</p> <p>4. 設計図書への表示の方法について（指定と任意の表示）</p> <p>※基本的には設計図書に記載された事項は全て契約事項（指定）となるものと解釈される。もし、契約事項とすることが不都合な事項については、「参考」である旨を明示する。</p> <p>1) 設計図書（仕様書等）</p> <p>設計書の構成は、「設計表紙」、「特記仕様書」、「設計内訳書」、「一式内訳書」、「単価表」等となっているが、「単価表」以下については請負者の任意の部分が大半を占めていることから、原則として契約図書である設計図書（仕様書等）には添付しない。（設計書の構成は第1章1-3作成要領参照）</p> <p>ただし、発注者が必要と判断するものについては、「単価表」以下（金抜き）を<u>参考として別冊で添付することができる。（「参考図書」等の表示をする。）</u></p> <p>2) 設計図面</p> <p>設計図面の構成は、「位置図」、「平面図」、「縦断図」、「横断図」、「構造図」、「一般図」、「詳細図」、「仮設図」等となっているが、「仮設図」等で任意施工に係るものについては、<u>図面に「参考図書」等の表示をして添付する。</u></p> <p>なお、「横断図」等において、掘削土量などの計算に用いる「掘削線」及び「数量計算表」は積算上必要な表示であり、凡例等により「参考事項」等の表示をする。ただし、土工が本体工事となるものについては、掘削線が計画地盤高となり工事目的物の表示となる。</p>	<p>第2章 指定・任意の運用</p> <p>2-1 「ものを造る」視点から「ものを買う」視点へ（略）</p> <p>2-2 指定・任意の正しい運用について</p> <p>1. 指定と任意の定義について（略）</p> <p>2. 契約図書（事項）について（何に基づいて施工するのか。）</p> <p>契約図書（事項）については、工事請負契約書第1条第1項に記載してある。</p> <p>第1条第1項 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※契約図書とは、工事請負契約書と設計図書で構成される。</p> <p>※設計書とは、設計条件に基づき設計価格を決定するもので設計図書とは異なる。</p> <p>※金抜き設計書は契約図書か否か！</p> <p>設計図を基に工種ごと契約数量を一覧表化したものであり、設計図の一部と解される。したがって、契約図書である。</p> <p>※仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と、各工事ごとに規定された特記仕様書を総称していう。</p> </div> <p>3. 設計書等の記載内容を大別すると4項目に分類される（略）</p> <p>4. 設計図書への表示の方法について（指定と任意の表示）</p> <p>※基本的には設計図書に記載された事項は全て契約事項（指定）となるものと解釈される。もし、契約事項とすることが不都合な事項については、「参考」である旨を明示するものとする。</p> <p>1) 仕様書等</p> <p>設計書の構成は、「設計表紙」、「設計内訳書」、「一式内訳書」、「単価表」等となっているが、「単価表」以下については請負者の任意の部分が大半を占めていることから、原則として契約図書である仕様書等には添付しないものとする。</p> <p>ただし、発注者が必要と判断するものについては、「単価表」以下（金抜き）を参考として別冊で添付することができるものとする。（「参考図書」等の表示をする。）</p> <p>2) 設計図面</p> <p>設計図面の構成は、「位置図」、「平面図」、「縦断図」、「横断図」、「構造図」、「一般図」、「詳細図」、「仮設図」等となっているが、「仮設図」等で任意施工に係るものについては、図面に「参考図書」等の表示をして添付するものとする。</p> <p>なお、「横断図」等において、掘削土量などの計算に用いる「掘削線」及び「数量計算表」は積算上必要な表示であり、凡例等により「参考事項」等の表示をすることとする。ただし、土工が本体工事となるものについては、掘削線が計画地盤高となり工事目的物の表示となる。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>3) 数量計算書 数量計算書は工事目的物を造るために図面等の寸法から計算された結果であり、積算及び資材の集計計算値として用いられるもので、「<u>参考図書</u>」の表示をする。（契約上出来形管理すべき数量は、仕様書に明示されているもの→積算大系のレベル4の数量である）</p> <p>5. 会計実地検査上の問題点について（略）</p> <p>6. 指定・任意の正しい運用から見た不適切な事例</p> <p style="text-align: center; color: red;">VE対象工事の減少に伴い削除</p>	<p>3) 数量計算書 数量計算は工事目的物を造るために図面等の寸法から計算された結果であり、積算及び資材の集計計算値として用いられるもので、「参考図書」の表示をするものとする。（契約上出来形管理すべき数量は、仕様書に明示されているもの→積算大系のレベル4の数量である）</p> <p>5. 会計実地検査上の問題点について（略）</p> <p>6. 指定・任意の正しい運用から見た不適切な事例</p> <p>中略</p> <p>（VE提案の活用について） 入札時VE方式については、「建設工事条件付一般競争入札における入札時VE方式試行要綱」（平成10年12月2日土総第798号）において、次のように定義されている。（一部抜粋） （対象工事） 民間における技術開発の進展が著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、コスト削減が可能となる提案が期待できるもの。（省略）工事内容の「指定部分」及び「任意部分」が明確に区分しやすく、「指定部分」のウエイトが大きい工事であること。 （提案を求める範囲） VE提案を求める範囲は、施工方法等であって、原則として従来一般的には設計図書において指定されてきたもののうち、コスト削減が可能となる技術提案を期待できるものであり、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものとする。VE提案を求める範囲は、工事目的物の変更を伴わない範囲とし、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。</p> <p>前記抜粋における「指定」とは、工事請負契約書第1条第3項に基づく指定・任意の考え方、および「工事請負契約書運用基準及び工事請負契約書に係る様式」（平成8年4月3日土総第8号）における「設計図書における特別の定め」に示される範囲と考えられる。 （設計図書における特別の定め） ○工事請負契約書運用基準 第1条関係 (1) 第3項において、仮設・施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとする。設計図書における特別の定め」に該当する項目とは、ダム等の大型工事を除き概ね次のとおりである。 ① 工事の主体部分に移行する土取場、土捨場、根固工等の仮締切又は、2か年以上にまたがる仮締切、プラント設備、仮橋、仮道等。 ② 工事上の管理暇疵、その他第三者に対する損害の発生を防止する必要がある仮設等で、当該年度発注工事の主体部分をなす仮締切堤、一般交通の用に供する仮道、仮橋等又は、仮設的な河川を横過する仮締切、仮水制、転流工、一時的な用排水施設及び運転等。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
	<p>③ 発注者が権限により管理を行っている構造物に損傷を与える恐れのある仮締切、仮水制、支保工、足場等の仮設等。</p> <p>④ 設計条件に不確定要素が多く、又施工時点で大幅な構造上の変更の恐れのある仮設で仮締、築島、土留工等。</p> <p>⑤ 重要もしくは複雑、特殊なもの、又は 2 以上の工法があり設計変更の際疑義の生ずる恐れのある工法、仮設等。</p> <p>⑥ その他監督職員が特に必要と認め指定したもの。</p> <p>※ 従って、汎用機械の使用など明らかに「任意」と考えられる範囲はVE提案の対象とはならないが、高度な技術を要する工法や構造検討を要する仮設、施工方法等、発注者の判断により「指定」扱いとすることが望ましいと判断される部分について、コスト縮減や新技術の導入が可能となる提案が期待できる場合には、VE提案を求めることが望ましい。</p>